平成２１年（フ）第６２６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1101番地の２
コーポ菅原105
債務者　福岡　弘樹
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５５号
神奈川県平塚市馬入本町15番13―506号、前住所兵庫県尼崎市若王寺３丁目３番５―404号
債務者　相馬　英登
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５６号
神奈川県平塚市馬入本町15番13―506号
債務者　津田　栄子（旧姓相馬）
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６６８号
神奈川県平塚市松風町26番26―206号　コンフォーム平塚
債務者　齋藤　貴洋
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９８号
名古屋市緑区鴻仏目２丁目112番地
債務者　本多　明美
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６８号
愛知県一宮市観音寺１丁目10番８号　セーフティハイム102号
債務者　伊藤　安恵
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２１４号
群馬県太田市大原町161番地14里見ハイツ５号、外国人登録原票上の住所群馬県太田市新井町330番地１　新井県営住宅Ｃ―46号
債務者　伊藤こと　イトウ　カッシア　ハルミ
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２１９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻277番地　岩崎貸家Ａ棟
債務者　倉田　勝恵
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２２０号
群馬県館林市堀工町1900番地の270
債務者　永吉　順一
１　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第５３７号
神奈川県平塚市南金目724番地の１
債務者　鈴木　浩一
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５６６号
神奈川県厚木市山際677番地４
債務者　渡邉　秀行
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７２号
神奈川県厚木市旭町４丁目12番８号　作川マンション301
債務者　松本　光正
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７３号
神奈川県厚木市旭町４丁目12番８号　作川マンション301
債務者　松本　静江
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７８号
神奈川県秦野市東田原177番地
債務者　阿部　一幸
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９４号
神奈川県伊勢原市板戸423番地の３
債務者　播磨　和宏
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３０号
神奈川県厚木市棚沢1579番地７
債務者　柏木　祥之
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４１号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋855番地の19
債務者　中島　房子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部